

議案第 8 1 号

山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例

第 1 条 山陽小野田市職員給与条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 5 1 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 9 5」を「6 月に支給する場合においては  
1 0 0 分の 9 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5」に改  
め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 9 2. 5」を「1 0 0 分の 9 5」に改め、  
「1 0 0 分の 4 5」との次に「、「1 0 0 分の 1 0 5」とあるのは  
「1 0 0 分の 5 0」と」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

一般職員給料表

（単位：円）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給							
再任 用職 員以 外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100

10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600

55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600				
95		295, 200	343, 100				
96		295, 600	343, 500				
97		295, 800	343, 700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344, 500				

100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 山陽小野田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「55歳を超える職員」を「55歳に達した日後における最初の4月1日以後に昇給をさせる職員」に改め、「「2号給」と」の次に「し、60歳に達した日後における最初の4月1日以後は特に良好な成績で勤務した場合を除き昇給をしないものと」を加え、同条第9項を削る。

第6条第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第2項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第2項中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の95」を「100分の100」に、「100分の45」を「100分の47.5」に改め、「、「100分の105」とあるのは「100分の50」と」を削る。

第28条第3項中「第10条」を「第5条、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条（見出しを含む。）中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

20 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第35号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前

日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

任用短時間勤務職員	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第3条 山陽小野田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、」を加え、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

第27条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「及び扶養手当の月額の合計額」を「の月額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「とあるのは、「第27条第4項」を「とあるのは「第27条第3項」と、「合計額」とあるのは「月額」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「第27条第2項の勤勉手当基礎額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附則第4項中「第27条第2項」を「第27条第1項」に改める。

附則第10項第3号中「第27条第5項」を「第27条第4項」に改める。

(山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年山陽小



野田市条例第○号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第6項中「同条第3項」を「同条第2項」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から、第3条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市職員給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、前条の規定による改正前の山陽小野田市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(定義)

第3条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(山陽小野田市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短

時間勤務職員であるものとした場合に適用される山陽小野田市職員給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第42号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される山陽小野田市職員給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の山陽小野田市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第14条第2項及び第17条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第4条第2項及び第24条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若し

くは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

7 山陽小野田市職員給与条例第5条第1項及び第4項から第8項まで、第10条、第11条並びに第13条並びに新給与条例第5条第2項及び第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第20項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

改正後									改正前								
<p>(勤勉手当) 第27条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」とする。 4～6 (略)</p>									<p>(勤勉手当) 第27条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の95</u>を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」とする。 4～6 (略)</p>								
<p>別表第1 (第4条関係) 一般職員給料表</p>									<p>別表第1 (第4条関係) 一般職員給料表</p>								
(単位:円)									(単位:円)								
職員 の区 分	職務 の級																
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		
	号給																
再任 用職 員以 外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900		
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500		
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900		
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500		
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400		
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900		
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200		
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700		

9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
1 0	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
1 1	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
1 2	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
1 3	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
1 4	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
1 5	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
1 6	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
1 7	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
1 8	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
1 9	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
2 0	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
2 1	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
2 2	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
2 3	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
2 4	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
2 5	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
2 6	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
2 7	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
2 8	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
2 9	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
3 0	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
3 1	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
3 2	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
3 3	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
3 4	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
3 5	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
3 6	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
3 7	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
3 8	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
3 9	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
4 0	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
4 1	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
4 2	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
4 3	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
4 4	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
4 5	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
4 6	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
4 7	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
4 8	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
4 9	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
5 0	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
5 1	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400

9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
1 0	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
1 1	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
1 2	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
1 3	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
1 4	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
1 5	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
1 6	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
1 7	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
1 8	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
1 9	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
2 0	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
2 1	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
2 2	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
2 3	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
2 4	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
2 5	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
2 6	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
2 7	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
2 8	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
2 9	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
3 0	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
3 1	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
3 2	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
3 3	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
3 4	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
3 5	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
3 6	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
3 7	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
3 8	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
3 9	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
4 0	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
4 1	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
4 2	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
4 3	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
4 4	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
4 5	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
4 6	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
4 7	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
4 8	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
4 9	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
5 0	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
5 1	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400

5 2	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
5 3	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
5 4	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
5 5	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
5 6	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
5 7	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
5 8	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
5 9	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
6 0	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
6 1	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
6 2	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
6 3	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
6 4	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
6 5	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
6 6	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
6 7	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
6 8	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
6 9	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
7 0	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
7 1	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
7 2	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
7 3	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
7 4	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
7 5	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
7 6	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
7 7	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
7 8	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
7 9	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
8 0	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
8 1	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
8 2	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
8 3	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
8 4	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
8 5	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
8 6	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
8 7	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
8 8	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
8 9	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
9 0	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
9 1	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
9 2	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
9 3	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
9 4		294,900	342,600				

5 2	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
5 3	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
5 4	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
5 5	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
5 6	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
5 7	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
5 8	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
5 9	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
6 0	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
6 1	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
6 2	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
6 3	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
6 4	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
6 5	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
6 6	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
6 7	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
6 8	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
6 9	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
7 0	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
7 1	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
7 2	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
7 3	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
7 4	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
7 5	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
7 6	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
7 7	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
7 8	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
7 9	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
8 0	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
8 1	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
8 2	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
8 3	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
8 4	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
8 5	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
8 6	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
8 7	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
8 8	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
8 9	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
9 0	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
9 1	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
9 2	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
9 3	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
9 4		294,900	342,600				

9 5		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					
9 6		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					
9 7		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					
9 8		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					
9 9		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					
1 0 0		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					
1 0 1		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					
1 0 2		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>					
1 0 3		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>					
1 0 4		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>					
1 0 5		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>					
1 0 6		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					
1 0 7		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>					
1 0 8		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>					
1 0 9		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					
1 1 0		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>					
1 1 1		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>					
1 1 2		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>					
1 1 3		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>					
1 1 4		<u>301,000</u>						
1 1 5		<u>301,300</u>						
1 1 6		<u>301,700</u>						
1 1 7		<u>301,900</u>						
1 1 8		<u>302,100</u>						
1 1 9		<u>302,400</u>						
1 2 0		<u>302,700</u>						
1 2 1		<u>303,100</u>						
1 2 2		<u>303,300</u>						
1 2 3		<u>303,600</u>						
1 2 4		<u>303,900</u>						
1 2 5		<u>304,200</u>						
再任用職員	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	

9 5		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					
9 6		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					
9 7		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					
9 8		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					
9 9		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					
1 0 0		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					
1 0 1		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					
1 0 2		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>					
1 0 3		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>					
1 0 4		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>					
1 0 5		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>					
1 0 6		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					
1 0 7		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>					
1 0 8		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>					
1 0 9		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					
1 1 0		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>					
1 1 1		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>					
1 1 2		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>					
1 1 3		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>					
1 1 4		<u>301,000</u>						
1 1 5		<u>301,300</u>						
1 1 6		<u>301,700</u>						
1 1 7		<u>301,900</u>						
1 1 8		<u>302,100</u>						
1 1 9		<u>302,400</u>						
1 2 0		<u>302,700</u>						
1 2 1		<u>303,100</u>						
1 2 2		<u>303,300</u>						
1 2 3		<u>303,600</u>						
1 2 4		<u>303,900</u>						
1 2 5		<u>304,200</u>						
再任用職員	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員にあつては別表第2に、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては別表第3に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市長が別に定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>(初任給及び昇給の基準等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則で定める</u>ところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>再任用職員</u>以外の職員にあつては別表第2に、<u>再任用職員</u>にあつては別表第3に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市長が別に定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>(初任給及び昇給の基準等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則の定める</u>ところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>



5 55歳に達した日後における最初の4月1日以後に昇給をさせる職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とし、60歳に達した日後における最初の4月1日以後は特に良好な成績で勤務した場合を除き昇給をしないものとする。

6～8 (略)

第6条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 山陽小野田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年山陽小野田市条例第42号。以下

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

6～8 (略)

9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 山陽小野田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年山陽小野田市条例第42号。以下

「任期付職員条例」という。)第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、常時勤務を要する職を占める任期付職員条例第2条及び第3条の規定により採用された職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (3) (略)

「任期付職員条例」という。)第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、常時勤務を要する職を占める任期付職員条例第2条及び第3条の規定により採用された職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ソ (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の

ア～ソ (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間

時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち、任命権者が定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第8条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第

とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち、任命権者が定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第8条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第

21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5・6 （略）

（期末手当）

第24条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(7) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 （略）

（勤勉手当）

21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5・6 （略）

（期末手当）

第24条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(7) （略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 （略）

（勤勉手当）

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、100分の100を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の47.5」とする。

4～6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第28条 (略)

2 (略)

3 第5条、第10条、第11条及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(会計年度任用職員等の給与)

第30条 会計年度任用職員等の給与は、市長が別に定める。

附 則

1～19 (略)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」と、「100分の105」とあるのは「100分の50」とする。

4～6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第28条 (略)

2 (略)

3 第10条、第11条及び第13条の規定は、再任用職員には適用しない。

(臨時職員等の給与)

第30条 臨時職員等の給与は、市長が別に定める。

附 則

1～19 (略)

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

2 0 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第22項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 1 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第35号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 山陽小野田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

2 2 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任



等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける

職員（附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）  
一般職員給料表

（単位：円）

別表第1（第4条関係）  
一般職員給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間職員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	再任用職員		18 7, 70 0	21 5, 20 0	25 5, 20 0	27 4, 60 0	28 9, 70 0	31 5, 10 0	35 6, 80 0

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第10項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(1) <u>前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)</u>において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第10項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、100分の100を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>

の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員  
当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額  
に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在  
において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額  
について準用する。この場合において、同条第5項中  
「前項」とあるのは「第27条第3項」と、「合計  
額」とあるのは「月額」と、「第2項の期末手当基礎  
額」とあるのは「第27条第2項の勤勉手当基礎額」  
と読み替えるものとする。

5 (略)

附 則

1～3 (略)

(平成17年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に  
関する経過措置)

4 平成17年6月に支給する期末手当に関する第24  
条第2項の規定及び勤勉手当に関する第27条第1項

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の  
適用については、同項中「100分の100」とある  
のは「100分の47.5」とする。

4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現  
在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額  
の合計額とする。

5 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額  
について準用する。この場合において、同条第5項中  
「前項」とあるのは、「第27条第4項」と読み替え  
るものとする。

6 (略)

附 則

1～3 (略)

(平成17年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に  
関する経過措置)

4 平成17年6月に支給する期末手当に関する第24  
条第2項の規定及び勤勉手当に関する第27条第2項

の規定の適用については、合併前の小野田市又は山陽町の職員としての在職期間を通算する。

(55歳を超える職員に支給する給料等の特例措置)

10 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第27条第4項において準用する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項において準用する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

(4) (略)

の規定の適用については、合併前の小野田市又は山陽町の職員としての在職期間を通算する。

(55歳を超える職員に支給する給料等の特例措置)

10 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第27条第5項において準用する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項において準用する第24条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第27条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

(4) (略)

山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年山陽小野田市条例第〇号）新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 （山陽小野田市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第4条 （略） 2～5 （略）</p> <p>6 新給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の特例規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>7・8 （略）</p>	<p>附 則 （山陽小野田市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第4条 （略） 2～5 （略）</p> <p>6 新給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の特例規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>7・8 （略）</p>